

地活協東粉浜規約

令和元年 5 月 18 日から施行

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務所)

この団体は、地活協東粉浜(以下「本会」という。)と称し、事務所を大阪市住吉区東粉浜2-24-16 東粉浜会館内に置く。

第2条 (活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、東粉浜地域（概ね東粉浜小学校校区）とする。

第3条 (目的)

本会は、互助精神によって、地域社会の親睦と共栄を図り、老人をいたわり、青少年を育成し、健康にして明るい街づくりに努めるとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (構 成)

本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

第5条 (活 動)

本会は、前記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 東粉浜地域のコミュニティづくりに関すること。
- (2) 東粉浜地域の防災、防犯、交通安全等行政の関係機関と協力し、連携すること。
- (3) 東粉浜地域の福祉や健康づくりに関すること。
- (4) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (5) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (6) 東粉浜地域の環境美化に関すること。
- (7) その他東粉浜地域を住みよく安全なまちづくりに関すること。

なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

第6条（事業）

- 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 市に対し、助成金、補助金等の要請などを行うこと。
 - (2) 市に対し、助成金、補助金等の精算報告を行うこと。
 - (3) 市からの助成金、補助金等を関係団体に配分すること。
 - (4) 構成団体に共通する項目について調整をはかること。
 - (5) 市への各種の要望を行うこと。
 - (6) 構成団体の要請に対し協力、助言等を行うこと。
 - (7) その他、目的を達成するための事業を行うこと。

第2章 役 員

第7条（役員及び監事）

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 事務局員 若干名
- (7) 監事 2名

第8条（役員等の選任）

会長は役員会において選任する。副会長等は会長が推薦し運営委員会の同意を得て選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第9条（役員等の職務）

役員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務を取りまとめ、本会内外の連絡調整を担当する。
- (4) 書記は、本会の議事及び活動の記録、議事進行を担当する。
- (5) 会計は、本会の会計を担当する。
- (6) 事務局員は、会務運営の補助を担当する。
- (7) 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。

第10条（役員等の任期）

役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第11条（運営委員会の組織）

運営委員会は、別表に定める各種団体から代表者若干名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

第12条（運営委員会の議決事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 東粉浜地域の「地域活動計画」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) その他、会務上必要な事項

第13条（運営委員会の開催）

運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

第14条（運営委員会の議長）

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第15条（運営委員会の定足数）

運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第16条（運営委員会の議決）

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員会の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第17条（運営委員会の書面表決等）

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前記の場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第18条（運営委員会の議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

第19条（会議録の作成及び公開）

活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第4章 役員会

第20条（役員会の招集）

役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、会長が招集する。

第21条（役員会の議事）

役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによることとする。

第22条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第5章 事業計画・予算・会計

第23条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第24条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならぬ。

2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第25条（会計帳簿の整備及び公開）

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民その他利害関係人から、帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第26条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第27条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することができない。

第7章 雜 則

第28条（委 任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則) 本規約は、住吉区長の認可のあった日または平成17年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

本規約は、平成20年4月1日から施行する。

本会の構成は、地域住民及び別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもつて構成する。

第6条を「地域住民はすべて本会に加入することができ、正当な理由がない限り加入を拒まない。」に変更する。

前2項の規定は、平成25年5月11日から平成26年3月31日までとする。

本規約は、平成25年5月11日から施行する。

本規約は、令和元年5月18日から施行する。
